総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［観光立国・地域活性化（観光等）］

平成25年度

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(3.3＋3.0)／2＝3.2　**C**

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1－1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：外国医師臨床修練等受入数	代替	C
1－2	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：外国医師臨床修練等受入数がん患者診療数	B	
1－3	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：ペット（犬・猫）等診療数	B	
1－4	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：医療通訳育成数	C	
1－5	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数	E	
2－1	外国人訪日等の促進：地域への訪問者数・経済(消費)効果	A	B
2－2	外国人訪日等の促進：特区案内士登録者数	D	

☑ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1－1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実：外国医師等交流数	A

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×0＋4×1＋3×1＋2×0＋1×0)／2＝3.5　①…3.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「外国医師等交流数」を代替指標とすることは、現状ではやむを得ないと思われるが、本来の目標の達成を急ぐべきである。
・「がん患者診療数」については、順調に拡大しており、概ね考え方も良い。
・「遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数」の目標・数値は適当であるが、連携による効果は現れていない。
・「地域への訪問者数・経済（消費）効果」については、「目標設定の考え方」「目標数値の根拠」を今一度整理する必要がある。また、各事業の効果を具体的に記載する必要がある。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…−0.2

ⅰ)の評価　①＋②　**3.3**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	国際医療交流の推進及び外国人診療機能の充実	C
2	外国人訪日等の促進	C

（専門家所見（主なもの））

・「外国医師等交流数」については、様々な努力が認められるが、狙いとする外国人医師臨床修練が認められておらず、評価は低くせざるを得ない。
・「遠隔医療通訳ネットワーク医療機関数」の方向性は良い。取り組みも先駆的で、今後期待できる。
・「地域への訪問者数・経済（消費）効果」については、関連事業者との連携を高め、更なる発展を期待する。
・「特区案内士登録者数」については、課題が明確に把握されており、解決策も提示されていることから今後の取り組みの成果に期待する。進捗が遅れ気味ではあるが、その要因分析は適正に行われており、今後の推進方策も適当である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×0＋3×2＋2×0＋1×0）／2＝3.0　3.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.0+3.2)／2＝3.1

C

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業]

●地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

（概要）

・通訳案内士法上においては、外国人に対し、外国語で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要であるが、特例により、総合特区内においては、特区自治体による研修を経た者（特区ガイド）による有償ガイド行為を可能とする。

（規制所管府省（国土交通省観光庁）の評価）

・特例措置の効果が認められる

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●ペット（犬・猫）の輸入検疫制度の緩和

（概要）

・国との協議の結果、大阪府立大学獣医臨床センターの受診（健診を含む）を希望する海外のペット（犬・猫）に係る40日前届出規制の緩和について、基本的には現行法令の範囲内で対応可能であることが確認された。

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））

・犬等を輸入する場合、「犬等の輸入検疫規則」（平成11年10月１日農林水産省令第68号）に基づき、到着の40日前までの届出が必要であるが、特別の事情が認められれば受理が可能。今後も、犬等の輸入検疫が円滑に進められるよう輸入者等と連携して対応する考え。

（専門家所見（主なもの））

・通訳案内士制度の特例については、数値目標は未達成ながら進展しているものと評価できる。

3.4

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

2.5

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　3.4+2.5／2＝3.0　　3.0

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・高度ガン医療拠点施設に関する事業が確定し、地元でのネットワークづくりなどの一連の取り組みは高く評価する。

3.2

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

（専門家所見（主なもの））

・旅行商品販売について、「国と協議中」ということで対応が図られている。ただし、民間の既存旅行会社との連携が考えられても良いであろう。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.2+3.1)/2+0.00＝3.2

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・国際医療交流の拠点として高いポテンシャルを有しているが、観光の観点においては地域資源の掘り起こしと磨き上げに関する取組みに課題がある。今後は特区を活用した取組みと地域独自の取組みを連動させ、外国人観光客の受入体制の構築が必要である。

・市内ツアー造成や販売に当たっては、目標設定(ツアー本数・設定人員・集客目標)を明確にするとともに、市内のみならず隣接地域も含めたツアー造成も検討すると良い。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.15）に上記所見を加味（+0.00）し、総合評価結果をC（3.2）とする。

C

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。